

みやぎNPO夢ファンド設置規程

(前文)

NPOが自らの使命に則した公益活動を展開する上で、必要とされる資金を如何に獲得するかという課題については、事業収入や会費収入といった側面に加え、個々の活動の公益性・社会的意義の適正な評価に基づいた市民・企業等からの自発的寄附をどのように集めるか、という点が重要な論点となっている。しかしながら、公益活動の評価が実際の寄附に結び付くような、いわゆる寄附文化を支える仕組みとそれを促進する税制が共に不十分であり、かつ昨今の経済情勢等を鑑みれば、民間からの自発的寄附にのみ多くを期待するのも困難な状況にある。

このため宮城県では、NPOの活動資金について、県拠出金と市民・企業等からの寄附金を原資とするファンドを、NPOとの協働により設置・運営し、一定年限助成することにより、民間からの自発的寄附を促進する仕組みを構築することで、県内NPOの自主・自律的活動を促進する。

(趣旨)

第1条 この規程は、みやぎNPO夢ファンドの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 このファンドの設置者は、宮城県とする。

2 このファンドは、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターの地域貢献サポートファンドみんな運用規程第5条に規定する「冠ファンド」とする。

(運営)

第3条 このファンドの運営者は、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターとする。

2 運営者は、設置者との協議に基づき、このファンドの運営に係る事務を執り行う。

3 前項の規定にかかわらず、運営事務の一部については、設置者、運営者間の協議により、両者の間で分担できるものとする。

(目的)

第4条 このファンドは、前文の趣旨に基づき、個別団体の個々の事業への助成という観点のみならず、県内NPO全体の活動支援につながるような、ソフト面の基盤整備にも重点を置くものとし、次に掲げる基本的方向性に則して、NPOへの助成を行うことを目的とする。

- (1) 地域のNPOがより活動をしやすくなるような環境整備への支援
- (2) 個々のNPOが、継続的・安定的に公益活動を展開するための支援
- (3) 活動の裾野を広げるための新規団体立ち上げ支援・ステップアップを目指す新規事業支援

(事業)

第5条 このファンドは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1) 宮城県内におけるNPOに対して、その活動に要する費用に係る助成金を給付する事業

(2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(資金)

第6条 このファンドの当初の資金として、設置者は金15,000,000円を運営者に拠出する。

2 設置者は、運営者の承認を得て、前項の資金に追加して資金を拠出することができる。

3 運営者は、このファンドの目的及び事業に賛同して、設置者以外の者から金銭による寄附の申込みがあったときは、速やかに資金として受け入れ、その元本に組み入れるものとする。

(事業費の支弁)

第7条 このファンドは、前条の資金から生じる果実及び当該資金の取り崩しをもって第5条に定める事業を行う。

2 このファンドの運営に係る費用は別に定める。

(運用委員会及び運用委員)

第8条 このファンドに、みやぎNPO夢ファンド運用委員会(以下「運用委員会」という。)を置く。

2 運用委員会の委員(以下「運用委員」という。)は、5人以上10人以内とし、設置者の指示により、運営者が、このファンドの目的及び事業に関し学識経験を有する者、NPO関係者及び企業関係者等のうちから委嘱する。

3 運用委員は、互選により、運用委員会の長(以下「運用委員長」という。)を選任する。

4 運用委員は、無報酬とする。ただし、運営者は運用委員に対し、その職務遂行上必要な費用を支払うことができる。

(運用委員会の職務)

第9条 運用委員会は、設置者が第5条に定める事業の実施に係る助成金の給付対象、給付額及び給付方法の決定を行うに際し、その適正な運営を図るため、設置者及び運営者に対し、意見を述べ、又は勧告を行うほか、次に掲げる職務を所掌する。

(1) ファンドの財産の状況及び業務実施状況の監査

(2) 寄附金の募集及び受入に関する支援

(3) その他ファンド運営に関し必要な事務

2 設置者及び運営者は、前項の規定による意見又は勧告を最大限尊重するものとする。

(運用委員会の運営に関するその他の事項)

第10条 運用委員会の運営に関するその他必要な事項については別に定める。

(事業年度)

第11条 このファンドの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 運営者は、設置者との協議により、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成する。

(事業の執行)

第13条 設置者は、運営者と協議の上、第9条第1項の規定による運用委員会の意見又は勧告を最大限尊重して、助成金の給付対象、給付額及び給付方法を決定する。

2 運営者は、前項の決定に基づき、前条の事業計画及び収支予算の範囲内で、第5条に定める事業を執行するものとする。

(事業報告等)

第14条 運営者は、毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度の事業実施状況報告書及び収支決算書並びに当該事業年度末における財産目録を作成し、運用委員会の監査を経て、設置者に提出するものとする。

(決算)

第15条 このファンドの決算は、毎事業年度末及び次条に規定するこのファンドの終了のときに行うものとし、当該期間中の収益から事業費を控除した後になお残余の金額がある場合は、ファンドの終了のときを除き、これを翌事業年度開始後遅滞なくこのファンドの資金に組み入れるものとする。

(ファンドの終了)

第16条 このファンドは、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。

(1) 第5条の目的が達成されたとき、又は達成が不能となったとき。

(2) このファンドの資金が消滅したとき。

(残余財産の処分)

第17条 運営者は、このファンドの終了による決算後残余財産があるときは、設置者に寄附するものとする。

(条項の変更)

第18条 この規程制定時には予見することができなかつた特別の事情により、条項を変更する必要が生じたときは、ファンドの趣旨に反しない限りにおいて、設置者と運営者の協議により、運用委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(事務の委任)

第19条 運営者は、必要と認めるときは、あらかじめ設置者の承認を得て、事務の一部を他の者に委任することができる。

(関係諸規程の制定及び改廃)

第20条 このファンドの運営に係る諸規程は、設置者が運用委員会に諮問したうえ作成した原案に則し、運営者が制定・改廃するものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年2月12日から施行する。

2 このファンドの当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、この規程を制定した日から平成16年3月31日までとする。